

平成 26 年第 11 回加西市教育委員会会議録

1. 開会日時 平成 26 年 11 月 25 日（火） 14 時 00 分
2. 閉会日時 同 日 16 時 20 分
3. 開催場所 加西市役所 5 階大会議室
4. 出席委員 委 員 長 内 藤 堯 雄
委 員 市 場 かおり
委 員 荒 木 貴 子
委 員 渡 邊 隆 信
教 育 長 松 本 直 行

5. 委員及び傍聴人を除き、会場に出席した者の氏名

教育次長	後 藤 倫 明
教育総務課長	中 倉 建 男
学校教育課長	柿 本 博 司
こども未来課長	伊 藤 勝
文化スポーツ課長	深 江 克 尚
図書館長	上 坂 寿 人
総合教育センター所長	安 富 均
教育総務課総務係長	伊 藤 陽 子

6. 付議事項

議案第 4 0 号 平成 2 7 年度加西市立加西特別支援学校高等部入学者選考要綱について

議案第 4 1 号 平成 2 7 年度加西市立小・中・特別支援学校教職員異動方針について

議案第 4 2 号 加西市認定こども園設置条例及び加西市認定こども園の管理に関する規則の制定について

議案第 4 3 号 加西市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例及び加西市立保育所の設置及び管理に関する規則の一部を改正する規則について

議案第 4 4 号 加西市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例及び加西市立幼稚園の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則について

議案第 4 5 号 加西市幼児園事業実施に関する条例の一部を改正する条例及び加西市幼児園事業実施に関する規則の一部を改正する規則について

議案第 4 6 号 加西市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制

定及び加西市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例
施行規則の制定について

議案第47号 加西市立幼稚園型一時預かり事業の実施に関する条例の制定について

7. 議題となった動議を提出した者の氏名

なし

8. 質問及び討議の内容

議案第40号 平成27年度加西市立加西特別支援学校高等部入学者選考要綱について

学校教育課長より、平成27年度加西市立加西特別支援学校高等部入学者選考要綱について説明する。

平成26年度から選考要綱に変更はない。入学者の選考については、書類審査、面接、適性検査等を行い決定される。定員割れがあった場合は再募集を行う。今後の日程について、志願者は平成27年1月22日から1月28日の間に入学願書等を提出し、面接・適性検査等を2月19日に行う予定である。

教育委員より、最近の受検者数と受検にあたっての課題について質問があり、学校教育課長より、最近の受検者数については、例年定員割れである。特別支援学校と公立高校を併願することはできないため、特別支援学校の中等部と各中学校の特別支援学級に在籍する生徒を中心に受検することになる。課題については、それぞれの生徒の状況に応じた適正検査等を実施し、特に問題はないと学校から報告を受けている。再募集については、合格者が定員に満たない場合に行うことができると規定していると回答する。

議案第41号 平成27年度加西市立小・中・特別支援学校教職員異動方針について

学校教育課長より、平成27年度加西市立小・中・特別支援学校教職員異動方針について説明する。

毎年、兵庫県教育委員会より、次年度の公立学校教職員異動方針が出される。内容としては、基本方針と実施にあたっての留意事項が示されており、昨年度と変更はない。加西市は、県の方針に準じて、教職員異動方針を定めているため、加西市においても昨年度と方針に変更はない。教育委員会で議決をいただければ、職員異動に向けて準備を進める予定である。

教育委員より、兵庫県教育委員会の教職員異動方針に「男女共同参画の推進を図るため、女性管理職の登用を積極的に進める。」とあるが、加西市の教職員異動方針には、記載がない。急に、管理職に女性を登用することは難しいと思うが、長い目で見て、女性の活躍を考

えてはどうかと思う。現在、小・中・特別支援学校の校長・教頭の中で女性は1人である。小学校では、約7割が女性教諭だと思うが、なぜ女性管理職は少ないのかとの質問があり、学校教育課長より、校長会等でも女性管理職について協議したことがある。女性教諭は、教頭職の業務量の多さや責任の重さを考えると、家庭との両立を考え躊躇されるようである。それにもかかわらず、無理矢理推薦をするということは校長も難しいようである。しかし、兵庫県の方針にもあるので、加西市においても、体制整備を図り、女性管理職の登用を進めていけるように努めたい。現段階ではそのような状況を踏まえ、加西市の方針にはあえてこの事項を記載していないと回答する。

教育委員より、教頭職の業務量の多さが、女性の意欲を削いでいる。ワーク・ライフバランスの観点から、男性であっても家庭を犠牲にしている部分があると思うので、男女問わず、校長・教頭になりたいと思える環境づくりは大事である。県外・市外の先生と関わっている大学の先生方に聞くと、加西市には優秀な教諭が多いし、女性でも中堅の優秀な教諭は多い。そういう教諭が学校全体をリードしてくれればと要望がある。

教育次長より、女性管理職ということであるが、主幹教諭という役職がある。管理職という立場ではないが、主幹教諭には女性も多く登用されている。主幹教諭として学校の中核になり活躍していただく先生には、女性の方も参画していただいております。また、目指していただいている。さらにその先の校長・教頭になると、学校教育課長の説明にあったような現状であると説明する。

教育長より、県外においては、男女を問わず管理職の希望者が減っている。女性管理職が増えてほしいが、男女問わず、自分の学校を経営したい、今までの経験を活かしたいと思える教諭が増えるように話し合い、検討したいと補足説明がある。

教育委員より、先日、テレビで教頭職の希望がなく、定員割れを起こしており、2人体制の教頭を設けているというニュースを流していた。そのようなことはありうるのかとの質問があり、学校教育課長より、今まで教頭が行っていた仕事を主幹教諭が代わりに行う等、業務の分散化を図ることにより、経験を積んでもらえる。また、分掌の適正化、平準化にも力を入れている。兵庫県では、こういった体制で行うしかないと回答する。

教育次長より、兵庫県では教頭の2人制をとっている学校はかなり少ない。大規模校で数校あるのみである。加西市の学校規模では、教頭は1人になると説明する。

教育委員より、教職員異動方針が明示されているので、工夫していただき、どの学校にも偏らないように公平にしていきたいと要望があり、教育長より、管理職でない若いときに、職員が、自分達が中心になって動いて、学校を子ども達と一緒につくっていく、うまくいかないときもあるが、これだけのことができたというやりがいを感じると思う。そういった体験が、ある年齢に達したときに、その体験を活かしていきたいと考えてほしいし、また、学校のリーダーとして育ててほしいと説明する。

議案第42号 加西市認定こども園設置条例及び加西市認定こども園の管理に関する規則の制定について

こども未来課長より、加西市認定こども園設置条例及び加西市認定こども園の管理に関する規則の制定について説明する。

加西市認定こども園設置条例について、国の法律である就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、加西市立の幼保連携型認定こども園を設置する。本年12月25日完成予定の新園舎の名称を北条東こども園と定め、新たな認定こども園として設置する。こども園は、幼稚園又は保育所として行う事業に加え、子育て支援として、地域の子育て中の方に園庭を解放し、相談業務や体験保育事業を行う。入園資格は0歳から5歳までのこども園に入園できる子どもで、1号認定・2号認定・3号認定のいずれかの保育認定を受けた子どもである。

認定こども園で行う事業は、幼稚園として行う事業と保育所として行う事業があり、それぞれ幼稚園、保育所の規則に基づき行う。職員として、園長、副園長、保育教諭、その他職員を置く。保育教諭とは、保育士資格と幼稚園教諭資格の両方を持つ職員をいう。認定こども園は、小学校就学前の3年以内の者、つまり3歳から幼稚園教育を実施する。

北条東こども園は、幼稚園でも保育所でもなく、新たに認定こども園として認可されるものである。認定こども園として認可される理由は、県の認可は「保育所で認可する」、「幼稚園で認可する」、「幼稚園と保育所が一体となった認定こども園で認可する」の3種類があり、北条東こども園の場合は、幼保共有の一体型施設として、県の認可を受ける必要があるため、「認定こども園で認可する」になる。

幼稚園と認定こども園の違いについては、基本的な保育・教育内容に違いはなく、開園日、開園時間も同じであり、加西市の幼稚園も認定こども園も幼保一体型の施設である。しかし、国の法律上、「幼稚園」という施設は存在せず、加西独自の呼び方である。使用する施設は、幼稚園か保育所のいずれかの施設を使用して合同保育を行っている。認定こども園は、幼稚園でも保育所でもなく法律上幼保の区別がない一体の施設である。認定こども園は、法律により施設の基準が定められており、保育室の広さなど新園舎はその基準に合わせて設計されている。国・県への届出や認可が完了すれば、条例も整備され正式に認定こども園として開園を予定している。

教育委員より、加西市にすでにある幼稚園と比べて、認定こども園になった場合補助金等何かメリットはあるのかとの質問があり、こども未来課長より、補助金としてのメリットは公立の施設の場合はない。幼稚園でも認定こども園でも補助金はないと回答する。

教育委員より、以前に、子ども・子育て支援法の新制度に変わるにより、今までも認定こども園として運営していたが、却って補助金額が減る可能性がある、という記事を読んだことがあるが、新たに認定こども園を設置することにより、デメリットはないのかとの質

問があり、こども未来課長より、私立の幼稚園や保育所の場合は、認定こども園にすることにより、園の規模や状況によっては、財源的に有利・不利になる可能性はあるが、公立の場合は、関係ないと回答する。

教育委員より、「認定こども園は3歳から、幼児園は4歳から、幼稚園は5歳のみ幼児教育を実施する。」とあるが、既存の幼児園も3歳から幼児教育を実施する予定はあるのかとの質問があり、こども未来課長より、施設面の課題と保育士の人的課題が解消されれば順次実施していきたいと回答する。

議案第43号 加西市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例及び加西市立保育所の設置及び管理に関する規則の一部を改正する規則について

こども未来課長より、加西市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例及び加西市立保育所の設置及び管理に関する規則の一部を改正する規則について説明する。

加西市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、改正箇所の1点目は、児童福祉法に「保育に欠けるその乳児又は幼児」と表現されているが、「保育を必要とする乳児・幼児」に改める。従来は措置的な考え方が強かったが、もっと広く保育を必要とする方に保育サービスを利用してもらうという考え方に変わっている。2点目は、北条東こども園を設置することに伴い、北条南保育所の項目を削除する。3点目は、保育料について、保育所、幼稚園、こども園を一括して、別途条例に定める。

加西市立保育所の設置及び管理に関する規則の一部を改正する規則について、改正箇所は、北条南保育所に関する項目を削除する点である。

議案第44号 加西市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例及び加西市立幼稚園の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則について

こども未来課長より、加西市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例及び加西市立幼稚園の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則について説明する。

加西市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、改正箇所の1点目は、月額5,000円の保育料を別途条例に定める。金額について変更はない。2点目は、北条東こども園を設置することに伴い、北条東幼稚園の項目を削除する。合わせて富田幼稚園に関する項目も削除する。富田幼稚園を廃園する理由は、かねてより同施設は、子育て支援施設として使用し、また、今年度より学童保育園としても使用しており、幼稚園として開園する可能性がなくなったからである。

加西市立幼稚園の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則について、認定こども園の保育年限を3年にすることを定める。また、北条東幼稚園と富田幼稚園の項目を定数とともに削除する。

議案第45号 加西市幼稚園事業実施に関する条例の一部を改正する条例及び加西市幼稚園事業実施に関する規則の一部を改正する規則について

こども未来課長より、加西市幼稚園事業実施に関する条例の一部を改正する条例及び加西市幼稚園事業実施に関する規則の一部を改正する規則について説明する。

加西市幼稚園事業実施に関する条例の一部を改正する条例について、改正箇所の1点目は、平成27年4月より、泉第一保育所と泉幼稚園を統合した泉幼稚園を開設するため、幼稚園事業の実施園に泉幼稚園の項目を設けた。また、日吉幼稚園の供用施設を日吉保育園・日吉幼稚園としていたが、平成26年4月より日吉保育園舎のみで幼稚園事業を実施しているため、供用施設から日吉幼稚園を削除した。2点目は、幼稚園では、緊急かつ一時的に家庭保育が困難となる児童を対象に緊急一時保育事業を行っていたが、現在行っている月極めの預かり保育事業を日割りで実施することにより、緊急一時保育事業と預かり保育事業の違いがなくなるため、緊急一時保育事業に関する項目を削除する。

加西市幼稚園事業実施に関する規則の一部を改正する規則について、緊急一時保育を一時預かり事業に改める。

教育委員より、日吉幼稚園の供用施設が「日吉保育園・日吉幼稚園」から「日吉保育園」になったが、九会幼稚園の供用施設は「九会保育園・九会幼稚園」のままである。この違いは何かとの質問があり、こども未来課長より、昨年度まで日吉幼稚園と九会幼稚園は保育園舎と幼稚園舎の両方を使用している分離型の幼稚園だったが、日吉幼稚園は今年度から保育園舎のみ施設を使用し幼稚園事業を行っているため、分離型でなくなった。その違いであると回答する。

議案第46号 加西市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定及び加西市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例施行規則の制定について

こども未来課長より、加西市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定及び加西市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例施行規則の制定について説明する。

保育所、幼稚園、こども園の保育料を1つの条例と規則で定める。

条例は、国が定める額を上限として、その額の範囲内で、市が具体的な料金を規則で定め

る。そのため、条例には具体的な料金表は記載されていない。また、利用者負担額（保育料）については、減免制度がある。

具体的な利用者負担額について定めるのが規則であり、別表として基準額表を記載する。別表は3つあり、別表1は、従来の幼稚園の基準額表である。市民税所得割のある世帯の負担額は月額5,000円であり、市民税所得割のかからない世帯は0円である。さらに市民税所得割のある世帯であって、幼稚園年少から小学校3年生までの範囲において、最年長の児童から順に2人目は2,500円、3人目以降については0円とする。幼稚園保育料は昨年改定したため、今回は変更なしである。

別表2は、保育所（3歳以上の子ども）の基準額表、別表3は、保育所（3歳未満の子ども）の基準額表である。

保育料の考え方であるが、1. 国が定める保育料を限度として市が独自に保育料を規則で定める。2. 保育所保育料も幼稚園保育料も同じ条例・規則で定める。3. 国が定める基準額の7割程度に料金を設定している。現在は、約8割程度である。4. 4歳、5歳における保育所と幼稚園の保育料が等価となるよう負担格差を解消する。4歳、5歳になると保育所と幼稚園のどちらを選択するか考えたときに、保育料も大きな判断材料になる。4歳、5歳の場合、幼稚園と保育所で保育料に不公平感があつた。そのため、どちらを選択しても保育料がほぼ同額になるように保育料を設定した。幼稚園の1ヶ月あたりの利用料は保育料、給食費、預かり保育料を合わせると約2万円になる。それで保育所の保育料（4歳以上）も2万円を上限とした。

次に、公私立同一料金ということで、公立、私立を問わず市内の幼稚園保育料を同額に、公立、私立を問わず市内の保育所保育料を同額にする。ただし、各園で徴収する給食費、バス代等の実費金額はこの限りではなく個別に設定される。

続いて、保育所の現行保育料と新たな保育料を階層ごとに比較しながら、料金について説明をする。

教育委員より、保育所の新保育料において、月額料金を安くして、4歳、5歳児の上限を2万円に設定できたのは、何か補助金があるのかとの質問があり、こども未来課長より、市の経営努力だけで、何らかの補てんがあるわけではないと回答する。

教育委員より、現状の保育サービスを維持しながら、新料金で新制度の運用を開始するのかとの質問があり、教育長より、市からの歳出が増えるということである。子育てに関することにお金をたくさん投入するということであると回答する。

教育委員より、幼稚園の保育料については、短時間部は別表1を、長時間部は別表2を適用するのかとの質問があり、こども未来課長より、短時間部は別表1を適用するが、長時間部は子どもの年齢により、別表2と別表3に適用する表が分かると回答する。

教育委員より、認定こども園の保育料についても、年齢で適用する表が決まるのかとの質問があり、こども未来課長より、幼稚園と同じ考え方で、教育利用の子どもは別表1を、保

育利用の3歳以上の子どもは別表2を、保育利用の3歳未満の子どもは別表3を適用すると回答する。

議案第47号 加西市立幼稚園型一時預かり事業の実施に関する条例の制定について

こども未来課長より、加西市立幼稚園型一時預かり事業の実施に関する条例の制定について説明する。当該事業は、現在幼稚園で実施している午後2時から6時までの預かり保育事業のことである。国の制度変更により、預かり保育事業という名称が幼稚園型一時預かり事業に変更になった。それに合わせて、以前から保護者より要望のあった月額8,000円の利用料を、利用実績に応じて支払う日割料金制に改める。さらに、日割料金制にすることにより、夏休みに加えて新たに春休み、冬休みの預かり保育も可能になり、当該内容を定めた条例を制定する。利用料については、教育時間終了後は日額500円、長期休業期間中は、幼稚園は日額900円、幼児園・認定こども園は日額1,100円である。200円の差は、幼児園・認定こども園については利用料に給食費が含まれているためである。20日利用すれば10,000円になるが、本当に預かり保育が必要な日だけ利用すれば、現在よりも安くなる。

教育委員より、条例の利用料の免除の項目にある特別な理由とは何かとの質問があり、こども未来課長より、これから条例の下に規則を制定する予定であり、その規則の中に、具体的な内容を記載する予定であるが、具体的内容はこれから平成27年3月までに検討する。条例上は免除ができるという項目だけを定めていると回答する。

教育委員より、これまでは月額8,000円の定額であったが、来年度から日割りや半日等料金体系が複雑になり、事務処理が大変であるが大丈夫かとの質問があり、こども未来課長より、現在検討中であるが、預かり担当の教諭に、子どもの出欠確認だけでなく、保護者の方と一緒に1ヶ月分の子どもの出欠確認を行った上で、翌日に納付書を発行する手続きの方法を考えていると回答する。

9. 議決事項

議案第40号 平成27年度加西市立加西特別支援学校高等部入学者選考要綱について

原案どおり可決

議案第41号 平成27年度加西市立小・中・特別支援学校教職員異動方針について

原案どおり可決

議案第42号 加西市認定こども園設置条例及び加西市認定こども園の管理に関する規則の制定について

原案どおり可決

議案第43号 加西市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例及び加西市立保育所の設置及び管理に関する規則の一部を改正する規則について

原案どおり可決

議案第44号 加西市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例及び加西市立幼稚園の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則について

原案どおり可決

議案第45号 加西市幼児園事業実施に関する条例の一部を改正する条例及び加西市幼児園事業実施に関する規則の一部を改正する規則について

原案どおり可決

議案第46号 加西市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定及び加西市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例施行規則の制定について

原案どおり可決

議案第47号 加西市立幼稚園型一時預かり事業の実施に関する条例の制定について

原案どおり可決

10. 報告事項

(1) 教育長から

教育長より、3点の行事について報告をする。

1点目、「九会幼稚園 幼児教育研究発表会」について、11月7日（金）・8日（土）「生き生きと遊び、育ち合う子どもをめざして」（～子どもの心に寄り添い、遊びを探る～）をテーマに、「九会幼稚園 幼児教育研究発表会」が開催された。7日には、すくすく棟、のびのび棟での公開保育、8日には、全体会（研究発表・指導助言）並びに、「異年齢保育と子どもたち」と題して、兵庫教育大学大学院学校教育科幼年教育コース准教授 石野秀明先生による講演があった。九会幼稚園では、「子どもたちは遊びを通して、人や物と出会い、興味関心を持ち、達成感を味わう。そして、試行錯誤・工夫を重ね、自信や充実感を積み重ねる」という考えのもと、子どもの心に寄り添う支援のあり方が綿密に研究され、実践されていた。また、石野先生の講演においては、幼児どうしが互いにかかわり合い生活することの大切さと、人とかかわる力を育てる実践について具体的に説明された。改めて、人は人とのかかわり合いの中で発達、成長していく。そして、人は本来持っているかかわり合う力を高めることで、多様性の時代を生き抜く力を育むことができると感じた。

2点目、平成26年度 播磨東教育長会・播磨東地区教育委員会連合会合同研修会について、11月14日（金）「平成26年度 播磨東教育長会・播磨東地区教育委員会連合会合同研修会」が開催され、「播磨国風土記編纂1300年によせて」と題して、郷土史家 岩坂純一郎氏より講演があった。播磨風土記の内容、特徴及び古代の人口、交通制度等について詳しく説明された。

3点目、第22回 加西市ふれあい伝統芸能フェスティバルについて、11月23日（日）、加西市内の伝統芸能を披露する「第22回 加西市ふれあい伝統芸能フェスティバル」が県立播磨農業高校の歌舞伎棟にて開催された。フェスティバルでは、播磨農業高校の郷土伝統文化継承クラブや和太鼓など加西市内の郷土芸能団体による演目が披露された。伝統芸能を鑑賞し、改めて、出演者の日頃の努力に敬意を表し、伝統芸能は、長い年月をかけて、地域の暮らしの中で、人々が磨き受け継いできた大切な宝であり、人々は、伝統芸能を通して、心を育み、郷土への誇りを高め、地域の絆を強めてきたと感じた。

(2) 教育総務課長の報告

教育総務課長より、教育施設耐震化工事等進捗状況について報告をする。

富田小学校南校舎地震改築工事は、基礎工事が進んでいる。九会小学校南校舎・善防中学校体育館・富合小学校北校舎耐震補強工事については、ほぼ完成しており12月に完成検査を行う。北条東幼稚園整備工事は、北園舎の改修工事と外構工事を行っている。

設計業務について、九会小学校北校舎、下里小学校北校舎、賀茂小学校校舎耐震補強工事

設計と、西在田小学校地震改築工事設計委託業務は、実施設計を進めている。善防公民館空調設備改修工事は入札が済んだところである。宇仁小学校渡り廊下設置工事は入札準備にかかっている。教育施設天井等非構造部材落下防止対策工事設計は、現地調査が終了し、実施設計を行っている。富合小学校プール塗装改修工事は完成している。加西中学校屋外環境整備工事は、側溝工事を行っている。

次に、平成25年度教育委員会点検評価への対応について、各評価結果に対しての対応と反映内容を報告する。幼児教育プログラムについては、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の継続を行う。幼・小・中の連携教育については、発達支援電子ファイルの効率的運用を行う。確かな学力の定着については、かさい学力向上委員会プロジェクト事業を立ち上げる。教職員の研修講座の充実については、開設日時の工夫を行う。公民館の利用率向上については、地域の課題や要望に向き合った公民館づくりを行う。学習拠点としての図書館の推進については、学校図書館等コーディネーターの設置に取り組む。図書館利用度の分析については、一般貸出の減はインターネットの普及による紙離れが影響しているため、団体貸出の増は中学校への団体貸出が効果的であった。体力づくりや運動能力向上に向けた指導体制の充実については、課題解決に向けた具体的な施策を検討し実施する。文化の環境整備の充実については、歴史的文化遺産を活用し整備に努める。いじめ対策について、「加西市いじめ防止基本方針」を策定し実施する。安心安全な教育環境の整備については、平成27年度に耐震化を実施する学校は、改修も同時施工する。耐震化工事については、国の計画通り、平成27年度に完了する計画で進めている。加西市独自の評価方法について、マトリックスの達成度と難易度のついでの評価基準と点検評価総括表を作成する。教育の現状課題把握については、情報収集と課題分析に努める。

(3) 学校教育課長の報告

学校教育課長より、平成27年度スクールアシスタント配置事業実施要項について報告する。インクルーシブ教育システム構築が進む中、障害のある児童生徒の能力を最大限に伸ばすための合理的配慮と環境整備が求められる。配置要件は、特別支援学級に在籍する児童生徒が多数である、または重度な障害のある場合、特別の事情があり教育委員が配置の必要があると認めた場合としている。

ヤングアドバイザーの配置事業実施要項については、経費において通勤手当が支給できるように変わっている。

次に、平成27年度スクールケアワーカー配置事業実施要項について報告する。配置要件は、身辺処理に常時介助を必要とする場合、難病等で介助を必要とする場合、発作及びけいれんが頻発する場合、医療的ケアを必要とする場合、上記以外で教育委員会が必要と認めた場合である。このような状況に応じてスクールケアワーカーを配置する。来年度、新1年生に重度の障害のあ

る児童が1名通常学級に入級する予定である。また、特別支援学級に入学する予定の肢体不自由児童もいるためスクールアシスタントの配置を考えている。資格については、幼稚園・小学校・中学校・養護教諭免許、栄養教諭免許、看護師免許を持つ者としている。経費については、先ほどと同じく考えている。人件費はかなり掛かることになるが、2名の費用を予算要求していると説明する。

教育委員より、スクールケアワーカーの近隣市での配置状況と、スクールアシスタントとスクールケアワーカーの違いについて質問があり、学校教育課長より、名称は違うが近隣市でも配置している事例はある。また、スクールケアワーカーは、介助的な支援が強いと回答する。

教育委員より、看護師免許のない方でも可能であるかとの質問があり、学校教育課長より、主に身辺処理の介助や健康・安全面における支援・見守りが中心であるため可能であると考えている。

教育委員より、看護師の免許しかない人は、逆に心配ではないかとの質問があり、学校教育課長より、その場合は学校と連携を図り事前打ち合わせを行うと回答する。

教育委員より、特別支援学校に行くか行かないかの判定はどうするのかとの質問があり、学校教育課長より、最終判定は、保護者が決める。ドクター診の判定が下りていても保護者の希望により通常学級に入ることもある。ただし、介助的な対応をするスクールケアワーカーを配置することを視野に入れて対応すると回答する。

教育委員より、週29時間で全てカバーできるのかとの質問があり、学校教育課長より、雇用保険を掛ける基準が30時間なので、最大時間を29時間としていると回答する。

教育委員より、支給額の基準は他市と比べてどうかとの質問があり、学校教育課長より、もともとスクールアシスタントは、県の事業であるためその基準を踏襲していると回答する。

(4) 文化スポーツ課長の報告

文化スポーツ課長より、フローラ野球教室並びにソフトボール教室の開催について報告する。

フローラ野球教室について、このチームは女子プロ野球チームで、加西市から佐伯千夏選手が入団され近畿圏を中心に試合をされている。受講対象は、スポーツ少年団の団員を考えている。雨天でも体育館で開催予定である。

次に、ソフトボール教室について、教室は、キッズ向けと大人向けを計画している。スポーツ推進審議会の委員長である環太平洋大学の山本先生が女子ソフトボール部の監督をされており、日本一にもなった強いチームである。このソフトボール部が12月後半に加西球場で合宿を行うため、地元との交流を考え、ソフトボール教室を企画した。中学校に入ってソフトボールをしたいと思っている子どもと、現役で中学校、高校でソフトボールをされてい

る方、またはされていた方を対象としている。雨天の場合は26日に順延されるが、2日とも雨天の場合は中止とする。

教育委員より、これらの事業は、毎年開催するののかとの質問があり、文化スポーツ課長より、今後状況を見ながら判断すると回答する。

教育委員より、ソフトボールはアマチュアでやっている人は多いのかとの質問があり、文化スポーツ課長より、当課が主催で4月に町対抗のソフトボール大会を行い40チームほど参加があった。その中から今年は、東高室のチームが加西市の代表で北播大会に参加し優勝された。加西市では、ソフトボール協会が無いので、この状況を見据え、このような競技にも力を入れていきたいと考えていると回答する。

(5) 総合教育センター所長の報告

総合教育センター所長より、新規購入図書及び移動図書館について報告する。購入図書一覧の通り239冊を新規購入した。購入に際しては、先生方の希望を聞いて行った。購入した図書を早く学校に届け、活用してもらうため、現在登録作業を行っている。12月には各学校に届けられると考えている。貸出期間は2週間、貸出冊数は各学校・園ともに最大10冊までとしている。

次に、「加西市ネット見守り隊」合同研修会及び青少年非行防止・健全育成キャンペーンについて報告する。12月14日（日）午後、健康福祉会館において合同研修会を行う。講師は、兵庫県情報セキュリティサポーターの篠原氏、演題は「あなたのスマホは大丈夫？インターネットやスマートフォンの落とし穴」、サブタイトルとして、「インターネット、SNS等使用によるトラブルの現状について」である。主催者は、加西市青少年健全育成関係団体連絡会と加西市立総合教育センターである。参加者数は、約300名を予定している。

この研修会の後、青少年非行防止・健全育成キャンペーンを展開する。時間は、15時半から16時半を予定しており、全体会を健康福祉会館で実施し、啓発活動を11か所で行う。万引き防止啓発リーフレット及びいじめ防止運動キャンペーンチラシの配布を計画しており、周辺での啓発と巡回運動を行う。参加者数は、約80名を予定している。

11. 協議事項

なし

12. 教育委員の提案

教育委員より、点検評価の対応について、26年度と27年度に対応するののかとの質問があり、教育総務課長より、一部は26年度より対応しているが、事業によっては27年度から対応することになる。総合評価についての対応策としては、点検評価基準を分かりやすくするため、26年度の点検評価より評価の基準と、全体の評価をまとめた一覧表を作成すると回答する。

教育委員より、総合教育センターは窓口が広くPRが大変であるが、1人でも多く事業を理解してくれる人が増えることを望み、なお一層効果的な方法を考えてもらいたいとの要望がある。

13. 今後の予定について

- ・平成26年第12回定例教育委員会 12月24日（水）13:30～ 市役所1階多目的ホール
- ・平成27年第1回定例教育委員会 1月29日（木）13:30～ 市役所5階大会議室

この会議録は、事務局職員が作成したものであるが、真正であることを認めここに署名する。

平成 26 年 11 月 25 日

出席委員

(出席委員署名)